

6. 法務研究科

I	法務研究科の研究目的と特徴	6-2
II	「研究の水準」の分析・判定	6-3
	分析項目 I 研究活動の状況	6-3
	分析項目 II 研究成果の状況	6-5
III	「質の向上度」の分析	6-8

I 法務研究科の研究目的と特徴

本研究科は法曹養成に特化した専門職大学院であり、そこでの教育は、法理論と法実務双方の観点から、「理論と実務との架橋」を強く意識して行われる。その結果、本研究科専任教員の個々の研究活動も、法領域における「理論と実務との架橋」を意識して行われ、個々の教員が独自の研究テーマを追求する従来型のものに加え、研究者教員と実務家教員との共同研究、あるいは学内外の専門家による共同研究が非常に重要な位置を占める。

このような観点から、とりわけ本研究科における研究活動を特徴付けるものとして、平成 24 年 12 月に当研究科の附属機関として設立された「岡山大学法科大学院弁護士研修センター (OATC)」における研究活動があげられる。OATC では、研究者教員および実務家教員が「理論と実務の架橋」を意識した教育を理論的に裏付けるための研究活動を行う機会を提供している (OATC については、別添資料 1「岡山大学法科大学院弁護士研修センター案内」のパンフレットを参照)。

また、法務研究科には第三者評価機関による認証評価を 5 年に一度受審することが法律上義務付けられている (学校教育法第 109 条第 3 項、学校教育法施行令第 40 条)。ここでは、教員の研究活動とそれに基づいた担当科目の科目適合性が判断される (本研究科の審査機関は、「公益財団法人日弁連法務研究財団」であり、直近では平成 25 年 11 月に受審し、平成 26 年 3 月に「適合」の評価を受けた。)。そのため、個々の教員には科目適合性を充足するための研究業績が要求され、教員は常に認証評価を睨んで研究成果を挙げるのが任務とされる。

さらに、本研究科では、その設置目的との関係で、通常の研究論文だけでなく、法曹養成教育のための教材開発に向けた研究とその成果の公刊を推進しており、それも研究活動の一環として位置づけている。

[想定する関係者とその期待]

本研究科は、「地域に奉仕し、地域に根ざした法曹養成」を教育理念に掲げており、研究面においても、地域における法的ニーズを理論的に検証・検討する、地域のシンクタンクとしての機能を果たすことも重要な役割として期待されているといえる。それゆえ、想定する主たる関係者は、岡山を中心とする中国四国地方において法的諸問題に対する需要を有する者 (地域企業・消費者・労働者等々) ということになる。

OATC が所管する各種の研究会は、自治体法務、企業法務、医療・福祉法務のそれぞれの場面において、地域で生起している各種法律問題の解決のために、研究者集団が様々な提言を関係機関に提示し、課題の解決にあたることで、この期待に応えようとするものである。

II 「研究の水準」の分析・判定

分析項目 I 研究活動の状況

観点 研究活動の状況

(観点に係る状況)

●論文等の研究業績の状況

本研究科は、平成 27 年 10 月 1 日現在、専任教員 18 人を配置している。このうち、研究者教員が 13 名、実務家教員が 5 名である。

平成 27 年 10 月 1 日現在、本研究科に所属する教員の、第 2 期中期計画期間における研究業績数は下記のとおりである。

1. 論文

論文	年度	本数
	平成 22 年度	27
	平成 23 年度	26
	平成 24 年度	26
	平成 25 年度	24
	平成 26 年度	23
	平成 27 年度	14
	合計	140

2. 著書

著書	年度	本数
	平成 22 年度	10
	平成 23 年度	4
	平成 24 年度	6
	平成 25 年度	1
	平成 26 年度	1
	平成 27 年度	4
	合計	26

●共同研究状況

本研究科では、平成 24 年 12 月に「岡山大学法科大学院弁護士研修センター (OATC)」を設立した。これは、法曹人口が急増し、新人若手弁護士などの法曹継続教育の場が十分に確保されず、質の低下が懸念されている現状に鑑み、「地域に奉仕し、地域に根ざした法

曹養成」という本研究科の教育理念を一層促進するため、法曹継続教育の充実と組織内弁護士養成による弁護士の職域拡大の取り組みを促進することを目的として設置されたセンターで、全国の法科大学院に先駆けて企画運営された取り組みである。法曹継続教育の一つとして、OATC では、県内企業や医療機関、自治体と連携して研究会を組織し、各分野で生起している法律問題を多角的に分析する共同研究を行っている。特に先行しているのは自治体との共同研究である。これは、「行政法実務研究会」と呼称され、本研究科の公法系専任教員と各自治体関係者が集まり、現在自治体が抱える様々な法理論的・実務的諸問題について、実態に即した共同研究を推進している（「行政法実務研究会」の活動状況については、別添資料 4 参照。）。さらに、OATC は、地元運輸系のシンクタンクである「地域公共交通総合研究所」とも連携協定を締結し（平成 26 年 3 月）、公設民営方式に関わる法的課題の分析検討を行うこととしている。

こうした各研究会は、「理論と実務の架橋」という考え方を「教育」分野のみに関連させるのではなく、教員の研究活動にも反映させている点に特徴がある。すなわち、法科大学院が地域のシンクタンクとしての役割を担い、地域で生起している各種法律問題の解決のために、研究者集団が様々な提言を関係機関に提示し、課題の解決にあたるのである。なお、平成 27 年 2 月 10 日には、一般社団法人岡山経済同友会と本研究科との共催による「組織内弁護士の研究－企業内弁護士が与える影響とは－」と題するシンポジウムが開催され、これに関する研究成果は、平成 26 年度第 5 回企業法務・会計研修会報告書『「企業内弁護士が与える影響とは？」－組織内弁護士の研究－』（平成 27 年 5 月、一般社団法人岡山経済同友会発行）として公刊されている。

このほか、①公法、②民事法の分野で、一定のペースで、「岡山公法判例研究会」、「岡山民事法研究会」といった判例研究会（事例研究）が開催されており、これらの研究会には、本研究科の研究者教員及び実務家教員も参加している。これらの研究会は、近隣の大学の研究者及び岡山地方裁判所裁判官、広島高等裁判所岡山支部裁判官らが参加して行われるもので、最新判例について、理論及び実務双方の観点から分析を行なうものである。「理論と実務を架橋した教育」を実践する上で、貴重な情報交換の場となっている（「岡山公法判例研究会」及び「岡山民事法研究会」の活動状況については、別添資料 2 及び別添資料 3 参照。）。

●教材作成状況

法曹養成を目的とする専門職大学院である本研究科において、法曹養成教育のための教材開発を行うことも、重要な研究課題である。

本研究科では、平成 23 年度、24 年度の 2 か年にわたり、大学本部から「学長裁量経費」（平成 23 年度）、「大学機能強化戦略経費」（平成 24 年度）を得て、憲法、民法、刑法、刑事訴訟法、行政法の各分野において「法科大学院共通的到達目標」を念頭におきながら独自教材を開発し、法曹養成教育に反映させている。憲法・行政法分野では「憲法教材」、「憲法訴訟教材」、「行政法(上),(下)」、「行政訴訟法」が、民法分野では「民法 I（民法総則、物権法）」が、刑法・刑事訴訟法分野では「刑法教材」、「刑事訴訟法教材（レジュメ）」及び「刑事訴訟法教材（講義案）」がそれぞれ製本化された。

これらの教材は、すべて「共通的到達目標（いわゆるコア・カリキュラム）」を意識して作成されたものである。「共通的到達目標」は、大学改革推進等補助事業として、平成 20 年と 21 年の 2 か年に亘り、文科省などの主導により策定されたもので、「法科大学院教育の内容・方法について、より一層の改善を図ること」を目的としている。この共通的到達目標を一つの指標として、法科大学院の教育水準を一定に保ち、質の高い職業法曹を社会に送り出していくことが求められている。これらの教材は、本研究科の授業教材として有効に利用されるとともに、法改正や新たな判例などを踏まえ、常に内容面の更新が図られている。

(水準) 期待される水準にある

(判断理由)

法曹養成を目的とする専門職大学院である法科大学院は、研究大学院とは異なり、研究よりも教育に重点が置かれた組織といえる。また、法学未修者を主体とする本研究科は、法学既修者を主体とする法科大学院と比べて、教育負担が格段に重いといえる。しかも、司法試験未修者合格率、累積合格率、入学定員充足率等の指標により法科大学院間でランク付けがなされ、そのランクによって公的支援額（補助金）が決定されることになった。そうした厳しい中であって、教育負担は、従前よりも増しているのが実情である。このようななか、本研究科の研究者教員及び実務家教員が第 1 期と同様の研究活動を展開している点は高く評価できる。なお、第 1 期末の調査では、研究業績の総数は 137 本であったところ、今期は論文数 140 本、著書 26 本であり、合計で 166 本である（これには、上記の製本教材を含まない）。専任教員の異動もあり、単純な比較はできないものの、第 1 期の水準を上回っている。

さらに、既述のように、研究者教員は、従来とは全く異なる方法で法実務の観点を意識した共同研究活動を行い、他方、実務家教員も研究者との交流を重ねながら、理論を見据えた研究活動を実行し、それぞれが「理論と実務との架橋」を意識した研究活動を実践している。

以上の点から、本研究科教員の研究活動は総体として、期待される水準にあると評価した。

観点 大学共同利用機関、大学の共同利用・共同研究拠点に認定された附置研究所及び研究施設においては、共同利用・共同研究の実施状況

(観点到係る状況)

該当なし

分析項目Ⅱ 研究成果の状況

観点 研究成果の状況(大学共同利用機関、大学の共同利用・共同研究拠点に認定された附置研究所及び研究施設においては、共同利用・共同研究の成果の状況を含めること。)

(観点に係る状況)

教員の研究活動は、授業担当科目との整合性(科目適合性)に留意しつつ、科目適合性の観点から教員が個々に研究計画を策定して実施しているものの、研究活動と担当授業科目との整合性は、法科大学院自体の評価を決定する上で極めて重要な要素となっているため、研究活動が科目適合性に合致したものであるかどうかについて、本研究科として、教授会、FD協議会などで注意を促している。研究業績説明書に記載の研究業績のうち、業績番号2の「法科大学院における行政法教育」は、「理論と実務との架橋」という法科大学院の教育理念を踏まえ、法実務の理論的深化を目指した優れた研究成果であり、また、業績番号3の「医療保障の法的構造の研究」は、当研究科の重点教育分野における研究を深化するもので、2015年に発足した権利擁護研究会の研究活動の基礎となった研究成果である。業績番号1の「ヨーロッパ型憲法裁判制度の研究」、業績番号4の「補強法則の研究」は、いわゆる従来型の研究成果に属するものであるが、それぞれ、科目適合性を重視しつつ、理論と実務との架橋を意識した優れた研究成果である。このような取組の結果、平成25年11月に受審した日弁連法務研究財団による認証評価では、「各専任教員の担当科目と各自の研究・実務業績との間に関連性が認められ、科目適合性に問題はない。」との評価を得た。

また、本研究科は、「理論と実務との架橋」を目指した研究活動を積極的に展開している。紀要『臨床法務研究』は、そのような研究成果を発表する媒体として重要な意義を有するが、学術雑誌としての位置付けをより明確にするために、第12号(平成25年)から装丁を変え、また投稿規程を整備して、質的向上を図った。第12号から既に公刊済みの第15号までにおいて、論説9本、特集4編(論説10本)、判例研究2本、研究ノート2本、組織内弁護士研修講義録1本を掲載している。特集はいずれも、当研究科の附設機関である弁護士研修センター(OATC)が所管する研究会における研究成果を反映するものであり、当研究科専任教員の他、学外専門家も多く執筆し、「理論と実務の架橋」を目指す当研究科の研究活動の独自性を示すものとなっている。第16号以降も、継続して、行政法実務研究会、企業法実務研究会、権利擁護研究会での研究成果を発表していくこととしている。

(水準)期待される水準を上回る

(判断理由)

本研究科の研究活動の成果の特徴は、「理論と実務との架橋」を意識した研究活動を展開することにある。研究業績説明書に記載した各業績は、それぞれ、理論と実務との架橋を意識しつつ、法実践を踏まえた理論研究の深化を目指し、また、法実務の理論的深化を目指すものであり、法科大学院における教育実践が研究成果として結実した、優れた研究業績であると評価できる。

また、OATCが所管する各種研究会の研究活動は、研究科内外の研究者及び実務家と共同して、それぞれの領域が抱える法的諸問題に対し理論と実務の双方から解決策を示そうとするものであり、これらの研究会活動を踏まえて『臨床法務研究』に掲載された業績は、いずれも、先進的な優れた研究成果であると評価できる。

以上の点から、本研究科における研究成果は、総体として、期待される水準にあると評価した。

Ⅲ 「質の向上度」の分析

(1) 分析項目Ⅰ 研究活動の状況

「理論と実務との架橋を意識した研究活動」について、第1期末の水準は、「岡山公法研究会」、「岡山民事法研究会」などにおける研究活動の他、「企業法務・事業承継研究」など、「理論と実務の架橋」を意識した研究活動がなされていた。

これに対し、第2期では、「岡山公法判例研究会」(別添資料2)、「岡山民事法研究会」(別添資料3)における研究活動を継続するとともに、当研究科の附属機関としてOATCを設置し、OATC内に行政法実務研究会、企業法実務研究会、権利擁護研究会の3つの研究会を設置し、それぞれにおいて、外部専門家を招き研究会を実施するなど、理論と実務を架橋した教育・研究を一層促進した。その研究成果は、紀要『臨床法務研究』に発表されている。例えば、行政法実務研究会(別添資料4)は、岡山県内のすべての自治体に関わり、県内自治体職員、行政訴訟や自治体法務に精通した弁護士、新人ないし若手弁護士、行政法・地方自治法分野の研究者などを構成員として、自治体の現場で今まさに問題となっているテーマを会員から協議題という形で提案していただき、メンバー全員で問題点や解決策について議論する形式をとる。平成27年7月までに8回の研究会を開催し、これまで大学や学会では取り上げられてこなかった、自治体が共通して抱える喫緊の課題について様々な立場から議論が深められてきている。

各研究会において得られた研究成果は、地域に還元しつつ、さらに法科大学院教育にも反映させるというサイクルで捉えられている。このような着想の下で法科大学院がシンクタンクの役割を担い、「理論と実務の架橋」を図ろうとする試みは、全国でもめずらしい画期的な試みであるといえる。

以上の観点から、第2期末における水準は、第1期末に比べて、大きく改善、向上している。

(2) 分析項目Ⅱ 研究成果の状況

「研究を基礎とした教材作成の活発化」について、第1期末においても、教材作成は積極的に行われ、民事訴訟法ティーチングマニュアルの作成、『民事執行・保全法概論』の公刊など優れた成果を残し、また、医療・福祉とビジネス法に重点をおいた「裁判外紛争解決手続」(ADR)に関する研究を実施して、その成果は『臨床法務研究』に掲載するなどして公表していた。これに対し、第2期では、吉野夏己著『紛争類型別行政救済法(第3版)』が公刊され、当該分野における貴重な文献として引用されている。さらに既述したように、本研究科では、「大学機能強化戦略経費」の補助を受けて、憲法、民法、刑法、行政法、刑事訴訟法の分野において、独自教材の製本化を進め、各人の研究活動の一助としている。このように、従来と比較して一層、教材開発を促進している。各教員は教材を作成する上で、自己のこれまでの研究内容を検証し、新たな知見を踏まえて教材開発にあたるため、事後の研究活動の向上にも役立っている。また、教員によっては、一度作成した独自教材

を深化させるため、さらに版を重ねて製本化を企画する場合もあり、研究活動に積極的に取り組んでいることが看取される。これらのことから、第 1 期末における高い質を、第 2 期においても引き続き維持していると評価できる。